

「講演室等」の使用料徴収の範囲について

別表1

使用の範囲	主催者	内容	使用料徴収区分
物質科学国際研究センター（以下「物国センターという。」）又はセンター職員が主催する物質科学の国際的な発展に資する会合及び行事 （使用内規第3条本文関係）	物国センター	物国センターあるいは物国センター職員が主催する会合等	徴収しない
1. 本学又は本学の部局が主催する教育、学術及び文化に関する会合及び行事 （使用内規第3条第1号関係）	学内の組織、学内者、本学に係る団体	理学部・理学研究科が主催する会合等	徴収しない
		本学または上記以外の部局が主催する会合等	徴収する(学内)
2. 本学の職員等が主催し、本学の活動として行う教育、学術及び文化に関する会合及び行事 （使用内規第3条第2号関係）	学内の組織、学内者、本学に係る団体	主催者の所属する部局教授会等の議を経た本学の活動であることが明示された研究会、研究集会、会合等	徴収する(学内)
3. 本学の職員が関係する学会その他の学術団体が主催して行う会合及び行事 （使用内規第3条第3号関係）		本学に係る後援会、OB会等が主催の本学に係る会合等で当該部局教授会等の議を経たもの	徴収する(学外)
4. その他管理責任者が適当と認めた会合及び行事 （使用内規第3条第4号関係）	その他学外の団体	国・地方公共団体、国立大学法人等の機関が主催する会合等	徴収する(学外)
		学会・学術団体等が主催する会合等	徴収する(学外)
	共催の場合(※)	物国センター又は理学部・理学研究科が共催する式典・会合等	徴収しない
		本学または上記以外の部局が共催する式典・会合等	徴収する(学内)

(※) 共催に当たっては、本学又は部局が明らかに主体性を持つものに限る。